

「後見制度支援預金」のお取扱いについて

当金庫は、平成30年7月2日（月）より「後見制度支援預金」の取扱いを開始します。

「後見制度支援預金」は、成年後見制度による支援を受ける方の預金のうち、日常的な支払をしない金銭を家庭裁判所の指示書に基づき、管理するための口座です。

記

1. 名 称 後見制度支援預金
2. 取扱開始日 平成30年7月2日（月）
3. 利用対象者 個人のうち、家庭裁判所が交付する「指示書」に記載された被後見人の方
4. 主な特徴
 - (1) 普通預金での取扱いとし、総合口座の取扱いはできません。
 - (2) 預入金額 1円以上 預入単位 1円。
 - (3) キャッシュカードは発行しません。
 - (4) 通帳によるATMでのご利用はできません。
 - (5) 現金でのお支払いはできません。（管理口座への振替となります）
 - (6) 毎日の店頭表示の利率を適用します。

※ 詳しくは、店頭備付けの「後見制度支援預金 商品概要説明書」をご覧ください。

以上

—預金商品・融資商品などのお問い合わせ—

営業統括部

0120-258-336（通話料無料）

受付時間 9:00～17:00

（土・日・祝日および金庫休業日を除きます）

※携帯電話・PHSからは03-5789-6141（通話料有料）におかけください。

後見制度支援預金手続きの流れ

さわやか信用金庫

後見開始又は未成年後見人選任の申立て

申立人又は後見人候補者による後見制度支援預金の利用申し出

家庭裁判所による利用適否の検討

後見人が、後見制度支援預金の利用が適していると判断した場合

①預入する金額、②定期金交付の金額などを設定し、家庭裁判所に後見制度支援預金を利用する旨の報告書を提出します。

(注) 後見人が後見制度支援預金の利用に適さないと判断した場合は、家庭裁判所は再検討します。

後見制度支援預金の作成

家庭裁判所が、報告書の内容を確認し、後見制度支援預金の利用に適していると判断した場合は、指示書が後見人に発行されるので、指示書を持参して当金庫で口座の作成手続きをして下さい。

口座作成後、家庭裁判所に作成報告

- 口座作成後速やかに、口座の写し等資料を添えて報告してください。
- 専門職後見人が選任されていた場合、親族後見人へ財産を引き継ぎ、辞任します。